

所沢市立保育園給食調理業務委託
プロポーザル募集要領

令和7年5月

所沢市

1 目的

この要領は、所沢市立保育園給食調理業務委託について、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的としています。

2 業務委託実施園及び業務概要

(1) 業務委託実施園

- ① 西所沢保育園・西新井保育園
- ② 吾妻保育園・山口保育園
- ③ 富岡保育園・中新井保育園

(2) 委託園概要

別紙 1－1、別紙 1－2 及び別紙 1－3 の「委託実施園概要」のとおり

(3) 業務内容

- 別紙 2－1 「所沢市立西所沢保育園外 1 園給食調理業務委託仕様書」のとおり
- 別紙 2－2 「所沢市立吾妻保育園外 1 園給食調理業務委託仕様書」のとおり
- 別紙 2－3 「所沢市立富岡保育園外 1 園給食調理業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

4 委託料の上限額

- ① 西所沢保育園・西新井保育園 140,624,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ② 吾妻保育園・山口保育園 140,657,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ③ 富岡保育園・中新井保育園 122,289,200 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募及び契約

契約については上記の保育園ごとに行いますので、応募者は応募する保育園を特定した上で応募してください。ただし、一事業者が複数の保育園を希望する場合は、受託希望順位を付けた上で複数応募することができます。

6 応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、応募申請をした日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとします。

- (1) 法人格を有し、委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育園の給食調理業務の実績を 3 年以上有していること。
- (3) 埼玉県の商品等競争入札参加資格を有する事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次に該当する者がいないこと。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員であると認められる者
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者
- (7) 国税及び地方税（本社所在地市区町村及び所沢市）に滞納がないこと。
- (8) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して２年を経過していない法人でないこと。
- (9) 過去３年以内に、受託した保育園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。
- (11) (1)及び(2)に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。
- (12) 本要領８に記載した調理室資料の申込みを行うこと。

7 スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領等のHP公開開始日	令和７年５月２６日（月）～ ６月６日（金）
質疑締切	令和７年６月６日（金）午後５時
質問書への回答日時	令和７年６月１３日（金）午後３時以降
応募申請受付期間	令和７年６月１９日（木）～ ７月１日（火）午後５時
第１次審査結果通知の発送	令和７年７月１６日（水）
第２次審査（プレゼンテーション）	令和７年７月２４日（木）、７月２５日（金）
最終審査結果通知書の発送	令和７年９月８日（月）
見積合わせ	令和７年９月下旬
契約の締結	令和７年９月末
業務委託開始	令和８年４月１日（水）

8 資料請求

調理室の配置図及び写真等は、資料として申込まいただいた事業者へ送付します。なお、給食調理業務委託プロポーザルに応募申請する事業者は必ず申込みをしていただくこととします。

- ・提出書類 「所沢市立保育園給食調理業務委託調理室資料申込書（様式2）」
- ・提出期限 令和7年6月6日（金）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール（表題に「調理室資料申込」と明記）
※送信後に電話で到着確認をしてください。

＜提出先＞ 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市 こども未来部 保育幼稚園課 庶務グループ 電子メール：a9126@city.tokorozawa.lg.jp TEL：04-2998-9126 FAX：04-2998-9035

9 質問書の提出

プロポーザル応募申請関連書類の作成にあたり質問がある場合、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出してください。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は受け付けません。

- ・提出書類 質問書（様式3）
- ・提出期間 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）
※送信後に電話で到着確認をしてください。

- ・提出先 前記8の提出先と同じ
- ・回答日時 令和7年6月13日（金）午後3時以降
所沢市ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>に掲載

10 応募申請書（兼応募資格審査申請書）の提出

- (1) 受付期間 令和7年6月19日（木）～7月1日（火）午後5時まで
期限厳守（土曜、日曜を除く）
- (2) 受付場所 所沢市役所高層棟2階
こども未来部 保育幼稚園課
- (3) 提出方法 郵送もしくは持参
- (4) 応募に関する提出書類

インデックスNo.	書類名	備考
①	《様式4》応募申請書（兼応募資格審査申請書） ◇定款、寄付行為、規約等 ◇登記事項証明書 ◇納税証明書（国税及び地方税 ※国税は未納税額のない証明） ◇経営状況を証明する書類（直近の事業年度を含む3箇年分の財務諸表） ◇パンフレット等事業の内容等が分かるもの	
②	《様式5》誓約書	
③-1	《様式6-1》見積書：①西所沢保育園・西新井保育園	応募するグループについて見積もる
③-2	《様式6-2》見積書：②吾妻保育園・山口保育園	応募するグループについて見積もる
③-3	《様式6-3》見積書：③富岡保育園・中新井保育園	応募するグループについて見積もる
④	《様式7》会社概要	
⑤	《様式8》提案書 【項目】	
⑥	保育園給食への理解	
⑦	人員配置・人材育成	
⑧	個別対応	
⑨	事故対応	
⑩	独自提案	

- (5) 応募書類の提出部数 正本1部 副本6部のほか正本、副本の電子データ版を格納したCD-R又はDVD-Rを1部
- (6) 応募に際しての留意事項
- ・電子データは、提出するディスク表面に会社名を記入してください。またファイル名は「事業者名_書類名」にして、PDF形式としてください。
 - ・A4判縦型のフラットファイルなどで1部ずつ綴り、正本・副本の別を明記したものを提出してください。
 - ・原則として、正本は両面コピーを不可とします。なお、副本は両面コピーを可としますが、提出書類の種類毎としてください。

- ・正本、副本それぞれに、応募者名を記載した表紙及び背表紙、また10（4）応募に関する提出書類に記載の番号ごとにインデックスラベルを付け、提出してください。
- ・応募書類は、理由の如何に関わらず、返却いたしません。
- ・市が必要と認める時は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ・市が提供する資料は、本選定以外の目的での使用を禁止します。
- ・応募書類提出後に辞退をする場合は、書面《様式9》により申し出るものとします。
- ・参加事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
- ・本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は、円とすることとします。
- ・第1次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、切手を貼付したもの）を併せて提出してください。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ・募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ・提出書類及び提出の方法が本募集要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- ・公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

1.2 審査及び審査結果の通知

(1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、「所沢市立保育園給食調理業務委託業者選定委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

選定にあたっては、第1次審査の結果により、第2次審査にてヒアリングを行い、選定委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

不測の事態により審査方法に変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された応募申請書等により、以下の項目について書類審査を行い、第2次審査参加者を選定します。

- ・応募提出書類に不備がなく、応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が募集要領に適合していること。
- ・「募集要領 6 応募資格（1）～（12）」に適合していること。
- ・見積書の金額が「4 委託料の上限額」で示す金額を下回っていること。

「4 委託料の上限額」の範囲であれば必ずしも最低価格をもって決定するものではありません。

- ⑦ 最終決定した事業候補者の提出書類は企業秘密に該当するものを除き、必要に応じて公表する場合があります。
- ⑧ 応募に必要な費用は応募事業者の負担とします。
- ⑨ 審査結果は本市ホームページに掲載します。